

生産緑地地区の削除一覧表

資料 1 - 2

生産緑地 地区番号	計画図 番 号	位 置	地 積	生産緑地法 指定種別		買 取 申 出			公共施設 転 用	その他
				新 法	旧 法	期間経過	死亡	故障		
No.6	1/12	黒沢 1 丁目地内	662.00 m ²	○			●			
			計 662.00 m ²							
No.23	2/12	沢井 2 丁目地内	377.00 m ²	○			●			
			計 377.00 m ²							
No.55	3/12	二俣尾 4 丁目地内	485.00 m ²		○	●				
			238.00 m ²		○	●				
			168.00 m ²		○	●				
			442.00 m ²		○	●				
			618.00 m ²		○	●				
			計 1,951.00 m ²							
No.85	4/12	二俣尾 2 丁目地内	277.00 m ²	○			●			
			計 277.00 m ²							
			125.00 m ²	○						●
			59.00 m ²	○						●
			188.00 m ²	○						●
計 372.00 m ²										
No.115	5/12	谷野地内	654.00 m ²	○			●			
			231.00 m ²	○			●			
			計 885.00 m ²							
No.139	5/12	谷野地内	466.00 m ²	○			●			
			218.00 m ²	○			●			
			計 684.00 m ²							
			624.00 m ²	○				●		
			469.00 m ²	○				●		
			374.00 m ²	○				●		
計 1,467.00 m ²										
No.151	5/12	今寺 1 丁目地内	488.00 m ²	○				●		
計 488.00 m ²										
No.153	5/12	今寺 1 丁目地内	282.00 m ²	○				●		
			249.00 m ²	○				●		
			計 531.00 m ²							
No.206	6/12	今井 1 丁目地内	632.00 m ²	○			●			
			470.00 m ²	○			●			
			計 1,102.00 m ²							
No.217	6/12	今井 2 丁目地内	800.00 m ²	○			●			
			217.00 m ²	○			●			
			357.00 m ²	○			●			
			計 1,374.00 m ²							
No.308	4/12	二俣尾 2 丁目地内	333.00 m ²	○			●			
			計 333.00 m ²							
No.339	7/12	梅郷 6 丁目地内	1,280.00 m ²	○			●			
計 1,280.00 m ²										
No.367	8/12	大門 2 丁目地内	1,194.00 m ²	○				●		
			計 1,194.00 m ²							
No.461	8/12	今寺 3 丁目地内	4,348.00 m ²	○			●			
			計 4,348.00 m ²							
No.480	8/12	今寺 4 丁目地内	990.00 m ²	○				●		
			計 990.00 m ²							
No.525	9/12	藤橋 3 丁目地内	808.00 m ²	○				●		
			計 808.00 m ²							
No.546	10/12	新町 5 丁目地内	812.00 m ²	○				●		
			計 812.00 m ²							
No.597	11/12	梅郷 2 丁目地内	508.00 m ²	○				●		
			508.00 m ²	○				●		
			計 1,016.00 m ²							
No.754	11/12	新町 4 丁目地内	501.00 m ²	○			●			
			計 501.00 m ²							
No.821	12/12	新町 8 丁目地内	802.00 m ²	○			●			
			計 802.00 m ²							
合計	20地区 (18件)	—	—	19地区 (17件)	1地区 (1件)	1地区 (1件)	12地区 (11件)	8地区 (5件)		1地区 (1件)

< 参 考 >

期 間 経 過・・・ 旧生産緑地法の第1種生産緑地地区に指定されたもので、10年の期間経過により、買取り申出が行われたもの。

死 亡 ・ 故 障・・・ 生産緑地法第10条にもとづき、農林漁業の主たる従事者の死亡、もしくは農林漁業に従事することが不可能となる故障により、買取り申出が行われたもの。

公 共 施 設 転 用・・・ 生産緑地法第8条第4項にもとづき、公共施設等に転用されたもの。

そ の 他・・・ 地区の一部が買取り申出等により生産緑地地区から除外され、残る生産緑地地区が500平方メートルの面積要件を欠いたもの。